（金融商品取引業者営業保証金規則の一部改正）

第八条　金融商品取引業者営業保証金規則（平成十九年内閣府法務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「作成し、これに署名押印し」を「作成し」に改める。

別紙様式第三号中「㊞」を削る。

（投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令の一部改正）

第九条　投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令（平成十九年内閣府法務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「作成し、これに署名押印し」を「作成し」に改める。

（有限責任監査法人供託金規則の一部改正）

第十条　有限責任監査法人供託金規則（平成十九年内閣府法務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第八条中「作成し、これに署名押印し」を「作成し」に改める。

（前払式支払手段発行保証金規則の一部改正）

第十一条　前払式支払手段発行保証金規則（平成二十二年内閣府法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「作成し、これに署名押印し」を「作成し」に改める。

様式第八中「㊞」を削る。

（資金移動業履行保証金規則の一部改正）

第十二条　資金移動業履行保証金規則（平成二十二年内閣府法務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「作成し、これに署名押印し」を「作成し」に改める。

様式第八中「㊞」を削る。

（金融サービス仲介業者保証金規則の一部改正）

第十三条　金融サービス仲介業者保証金規則（令和三年内閣府法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「作成し、これに署名押印し」を「作成し」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の規定は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第一号

○内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第一号

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年六月三十日

内閣総理大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「記載し、記名押印又は自ら署名をしなければならない」を「記載するものとする」に改める。